

**福岡県公立大学法人評価委員会が実施する評価の基本的な考え方（改正案）**

平成 18 年 11 月 20 日

平成 25 年 月 日

福岡県公立大学法人評価委員会決定

この「基本的な考え方」は、福岡県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施するにあたっての基本的な考え方や評価の方法等について定めたものである。

**1 評価委員会の基本方針**

- (1) 評価は、教育研究の特性や運営の自主性・自律性に配慮して行うものとする。
- (2) 中期目標・中期計画の進捗状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、改善すべき点等を明らかにし、評価を通じた法人の質的向上に資するものとする。
- (3) 中期目標・中期計画について、一層適切なものとなるよう、必要に応じて修正を求めるものとする。
- (4) 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取り組み状況やその成果を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たすものとする。
- (5) 評価に関する作業が、法人の過重な負担にならないよう留意するものとする。

**2 評価方法**

- (1) 評価は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 28 条に定める各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）及び第 30 条に定める中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を実施する。また、年度評価又は中期目標期間評価を実施するため必要と判断した場合は、年度又は中期目標期間の途中において、法人に業務の全部又は一部の進捗状況の報告を求め、必要に応じて評価を行う（以下「中間評価」という。）。
- (2) 評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。また、法第 79 条の規定に基づき、中期目標期間評価は、認証評価機関の評価を踏まえることとする。
- (3) 年度評価及び中期目標期間評価の方法は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

**ア 項目別評価**

中期目標・中期計画に定められた各項目ごとに進捗状況又は達成状況を確認し、評価を行う。

## イ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の進捗状況又は達成状況の全体について総合的に評価を行う。

- (4) 年度評価及び中期目標期間評価の具体的な方法については、別に実施要領で定める。  
中間評価の具体的な方法については、その都度評価委員会で定める。

## 3 評価結果の活用

- (1) 評価結果の報告を受けた知事は、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方並びに運営費交付金の算定等について評価結果を活用する。
- (2) 評価結果の通知を受けた法人は、法人の業務改善及び役員の処遇に評価結果を活用する。

## 4 評価を受ける法人が留意すべき事項

評価委員会としての基本的な考え方は上記のとおりであるが、評価を受ける法人が留意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 法人は、自己点検・評価の結果や自己改善の方法等について、県民の視点に立って、分かりやすい説明を行うよう留意する。
- (2) 法人は、目標の達成に向け、組織内の責任の所在を明確にし、自己点検・評価の実施体制を確立する。

## 5 その他

この「基本的な考え方」については、必要に応じ、評価委員会の協議を経て見直すことができるものとする。

**公立大学法人の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領（改正案）**

福岡県公立大学法人評価委員会  
平成18年11月20日決定  
平成19年 8月 9日改正  
平成20年 1月31日改正  
平成22年 1月27日改正  
平成25年 月 日改正

**1 趣旨**

公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）に係る各年度の業務実績の評価（以下「年度評価」という。）にあたっては、「福岡県公立大学法人評価委員会が実施する評価の基本的な考え方」（平成18年11月20日福岡県公立大学法人評価委員会決定）を踏まえ、以下に示した評価方針及び評価方法等により実施する。

**2 年度評価の基本方針**

年度評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 主として中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を確認する観点から行い、これを通じて中期目標期間中の法人の業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。
- (3) 教育研究に関しては、その特性に配慮し、事業の外形的・客観的な進捗状況の評価を行うこととし、専門的な観点からの評価は行わない（地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、中期目標期間終了時において、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。）。

**3 年度評価の実施方法**

法人が自己点検・評価に基づき作成する業務実績報告書に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」により実施する。

**4 法人による自己点検・評価****(1) 業務実績報告書**

次の事項に留意し、年度計画の項目ごとに業務の進捗状況等について記載する。

ア 年度計画の取組事項に対応させて、取組及び達成状況が具体的かつ明確に分かるように簡潔に記載する。また、できる限り客観的な情報・データを用いて記載するよう留意する。

イ 実績が年度計画で定めた目標に達していない場合は、その理由及び次年度以降の見通しを併せて記載する。

ウ 中期計画に記載している実施内容以外で特筆すべき事項があれば、特記事項欄に記載する。

特記事項に記載すべきものは次のとおりである。

(ア) 中期計画には記載していないが、力を入れて取り組んでいるもの

(イ) 自己点検・評価の過程で、中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況、理由（外的要因を含む。）

(ウ) その他、評価委員会に報告すべき大学運営の状況等

エ 必要に応じて、資料を添付する。

## (2) 評価

ア 年度計画項目別評価

(ア) 年度計画の項目ごとに、業務の進捗状況を次の5段階で自己評価するとともに、その判断理由を記載する。

A+：年度計画を大幅に上回って実施している（特に優れた実績を上げている場合）。

A：年度計画を上回って実施している。

B：年度計画を十分に実施している（達成度がおおむね9割以上）。

C：年度計画を十分には実施していない（達成度がおおむね6割以上9割未満）。

D：年度計画を大幅に下回っている（達成度が6割未満）。

(イ) (ア)の各項目について、当該項目が属する中期目標項目内における重要性または困難性を勘案してウェイト付けを行うことができる。

ウェイト付けについては、年度計画を作成する際に行うものとする。

イ 全体評価

年度計画項目別評価及び特記事項の内容を踏まえ、中期目標の項目（教育、研究、社会貢献、業務運営、財務、評価及び情報公開）ごとの評価、及び中期目標・中期計画の進捗状況全体の総合的な評価を記述式で記載する。

## 5 評価委員会による調査・分析、評価

### (1) 調査・分析

法人から提出された業務実績報告書等を基に、法人から聴取等を行うことにより、業務の実績について調査・分析を行い、年度計画の項目ごとに自己評価や計画設定（ウェイト付けを含む）の妥当性を含めて総合的に検証する。

### (2) 評価

## ア 中期目標項目別評価

上記(1)の調査・分析を踏まえ、中期目標の項目（教育、研究、社会貢献、業務運営、財務、評価及び情報公開）ごとに、中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して次の5段階で評価するとともに、その判断理由を記載する。

### (ア) 5段階評価

- 5：中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。
- 4：中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。
- 3：中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる。
- 2：中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている。
- 1：中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある。

### (イ) 評価の目安

#### a 5と評価する場合

- ・年度計画項目別評価が全てAまたはBであり、かつ、業務の進捗状況や特記事項の内容に特筆すべき進捗や取組みがあり、評価委員会が特に認める場合

#### b 4と評価する場合

- ・年度計画項目別評価が全てAまたはBである場合

#### c 3と評価する場合

- ・年度計画項目別評価におけるAまたはBの割合が9割以上の場合
- ・年度計画項目別評価におけるAまたはBの割合が9割には満たないが、業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が相当と認める場合

#### d 2と評価する場合

- ・年度計画項目別評価におけるAまたはBの割合が9割に満たず、業務の進捗状況や特記事項の内容に特段の評価できる進捗や取組みが認められない場合

#### e 1と評価する場合

- ・年度計画項目別評価においてCまたはDが多く、中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項があると評価委員会が特に認める場合

### (ウ) ウェイトの反映

評価に当たっては、法人が4(2)ア(イ)によりウェイト付けを行っている場合は、ウェイトを勘案して判断する。

## イ 全体評価

中期目標項目別評価を踏まえ、中期目標・中期計画の進捗状況全体の総合的な評価を記述式で記載する。また、必要がある場合は、組織・業務運営等に係る改善すべき事項を記載する。

## ウ 留意すべき点

評価を実施するにあたっては、各法人を取り巻く諸事情等を勘案し、総合的に判断するものとする。

## 6 年度評価のスケジュール

- |        |  |
|--------|--|
| 6月末日まで | ・法人は業務実績報告書を提出   |
| 7月     | ・評価委員会による業務実績報告書の調査・分析   |
| 8月     | ・評価委員会による評価案の決定<br>・評価案に対する法人の意見申し立ての機会の付与<br>・評価結果の決定<br>・評価結果の知事への報告及び法人への通知 |
| 9月     | ・9月議会において、知事が評価結果を議会に報告  |
| 10月    | ・評価結果の公表   |

## 7 その他

本実施要領については、事業年度評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、評価委員会の協議を経て見直すことができるものとする。